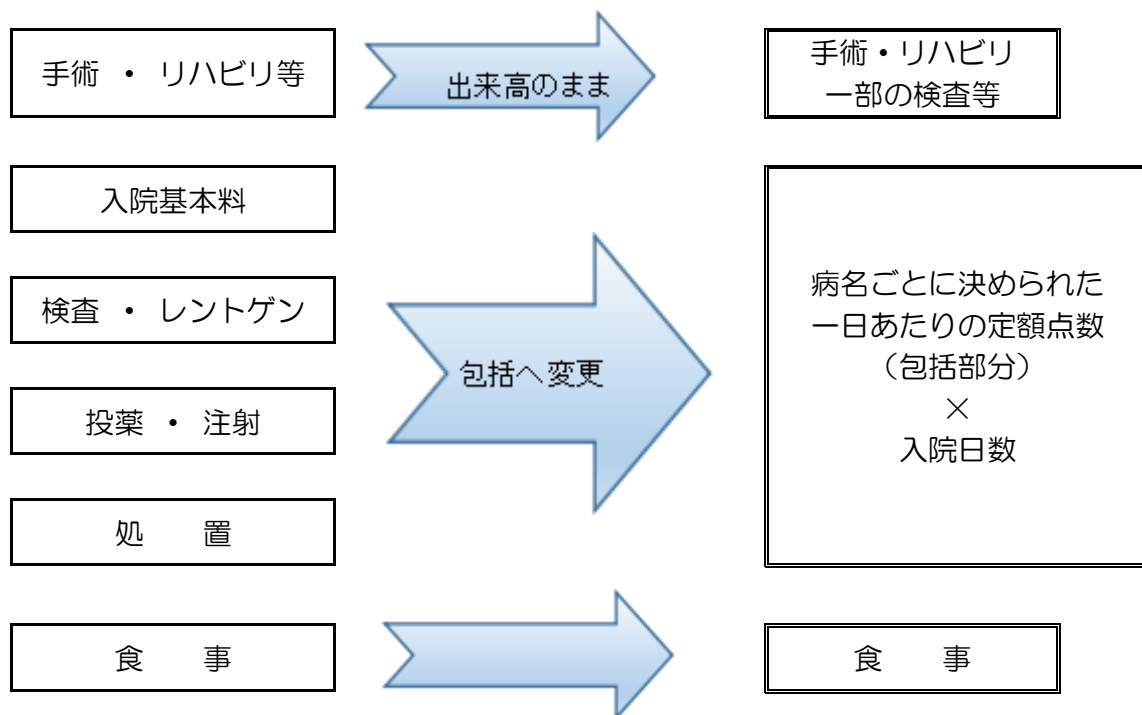


当院では、令和6年6月1日以降入院された患者さんの医療費より、厚生労働省が推進する「診断群分類別包括評価（以下DPC）」制度を導入し、「DPC対象病院」となります。

DPC（診断群分類別包括評価）とは

DPCとは「Diagnosis(診断) Procedure (診療行為) Combination(組み合わせ)」の略で、診療行為ごとに料金を計算する「出来高払い方式」とは異なり、入院される患者さんの病気、病状をもとに、手術や処置の内容に応じて定められた1日当たりの定額の点数の部分「包括評価方式（投薬、注射、処置、入院料等）」を基本に「出来高評価部分（手術、麻酔、リハビリ、指導料等）」を組み合わせる医療費を計算する方法です。



DPCに関するQ&A

○入院した患者さんすべてがDPCの対象になるのでしょうか

3階病棟に入院された方が対象となります。ただし、次に該当する患者さんはDPC対象外です。

- ・DPCで定められている病名・手術に該当しない方
- ・労災保険、自賠責保険、自費診療の方
- ・入院後24時間以内に亡くなられた方 等

○入院費の支払い方法はどのようになりますか

月末締めのご請求書を翌月10日頃に発行いたします（定期請求）
退院の際は、退院当日までの医療費をお支払いをお願いします。

○入院途中で病名、診療科が変わった場合の入院費はどのようになりますか

入院後、病状の経過や治療の内容によって診断群分類が変更になった場合は請求額が変わる事があります。月をまたいで入院されている場合は、退院時等に前月までの支払額との差額の調整を行うことがあります。

○自己負担額の割合はかわりますか

自己負担の割合は、従来の「出来高」方式と変わりません。
公費負担医療（乳幼児・ひとり親等）も従来と変わりません。

○高額療養費の扱いはどのようになりますか

従来と変わりありません。